

(公開版)

欧米の大学と東京大学における 共同研究知財の帰属およびライセンスの考え方

大学が備えるべき知財ガバナンスの在り方に関する調査

欧米の大学と東大における共同研究知財の帰属およびライセンスのサマリー

大学	権利帰属の考え方	ライセンスの考え方
米国 MIT	・原則的に 委託研究(Sponsored Research) を実施。 ・研究成果は大学が所有。スポンサー企業は当該特許等を大学から優先的に ライセンスを受けられる。	・原則、 非独占 。ライセンシーには商用利用するよう熱心に努める「 勤勉性」を要求 。マイルストーンを設定して監視し、達成されない場合はライセンスが解除され、 第三者にライセンスが可能に 。 ・スタートアップへのライセンス対価として、 少数株式取得 する場合あり。
米国 Stanford	・原則的に 委託研究(Sponsored Research) を実施。 ・ 現在では一貫して大学の単願 とする。	・原則、 非独占 。独占の場合は、技術開発と使用を促進(勤勉性の規定を行い、ライセンシーの開発を監視) ・利益相反の審査を条件として、ラ イセンス権の補償の1つの形式としてエクイティ を受け入れる場合あり。
米国 Harvard	・原則的に 委託研究(Sponsored Research) を実施。 ・研究成果の所有権は大学が持ち、公共の利益のためにさらなる発展を確保。	・独占または非独占がある。ライセンシーは商業的に合理的な努力をする。サブライセンシーにも商業的に合理的な努力をさせる。 ・ライセンスの一部対価として普通株式を引き受ける。
英国 Cambridge	・原則的に 委託研究(Sponsored Research) を実施。 ・単願の場合、スポンサー企業は大学から優先的にライセンスを受けられる。	・原則、非独占があるが、特定技術分野では独占。市場機会に応じて技術を最大限活用するため、重複しない異分野で複数のライセンシーを持つ。 ライセンシーに対しては、勤勉な商業化を要求。 ・スタートアップへのライセンス対価として、 少数株式取得 する場合あり。
スイス ETHZ	・共同、委託の両方あり。一方の当事者が単独でプロジェクトの履行中に生成した成果は、生成当事者に帰属。両当事者が共同で生成し、互いに分離できないプロジェクト成果は、当該当事者が共同で所有。各当事者の所有割合は、当該プロジェクト成果に対する各当事者の貢献度に応じて決定。	・共同使用(それぞれがプロジェクトの結果を保護)、非独占的使用(直接費用と10%を負担)、独占的使用(直接費用と45%の追加料金を支払)の3つの標準形あり。
日本東京大学	・共同、委託の両方あり。原則的に発明者主義。職務関連発明として届け出てもらい、産学協創推進本部で評価会議を実施、成果の帰属決定後、管理。	・独占または非独占がある。共同研究先が非独占実施を希望した場合、 積 極的に第三者にライセンス。

出典:各大学の公開資料および調査報告書等の公開文献をもとに株式会社テックコンシリエにて作成。

米国MITの共同研究知財の帰属およびライセンス

権利帰属の考え方

【研究スキーム】

- ・MITの教員は、共同研究の実施に際し、企業の指示で行う契約研究 (Contract Research) は実施せず、**委託研究(Sponsored Research)**のみ実施する。
- ・企業との共同研究では**原則としてMITが研究成果を所有**。スポンサー企業は 当該特許等をMITから優先的にライセンスするオプションを有する。
- ・委託研究プログラムへの参加者はInvention and Proprietary Information Agreements (IPIA) に同意する必要がある。

【発明の所有権】

- ·以下の場合は発明者帰属とする:
- 受託研究またはその他の契約の過程で開発されたものではないこと
- MITが管理する資金または施設を大幅に使用して開発されたものではないこと
- ・以下の場合はその他の帰属とする:
- MITが当事者である委託研究契約に従って研究に参加する MIT の教員、 学生、職員、またはその他の者が作成または創作した知財はMITが所有。
- 教員、学生、職員、および訪問者を含む MITプログラムに参加するその他の者が、MIT が管理する資金または施設を大幅に使用して開発した知財の所有権はMITに帰属する。

ライセンスの考え方

【ライセンススキーム】

- ・一般的に **非独占のライセンス形態でスタートアップ等の中小企業を相手 先**として望んでいる。独占ライセンス使用権は優れた技術の普及の障害になる と考え、たとえ大学が特許権から得られる収入が減少しても、独占ライセンス使用権を持つことを拒否するようにしている。
- ・ライセンシーは、一般市民の利益のために技術を商業化する能力に基づいて選択される。米国において\$1M以上の収益を上げるライセンスは全体の1%であり、TLOは金銭面よりも発明が市場に出ることを重視している。
- ・ライセンス供与の前に、第三者が一定期間、**技術およびその市場可能性を評価**するために企業に対して、非商業的な社内使用ライセンスを有償で提供するオプションもある。
- ・ライセンシーはMIT の知財を公共の利益のために商用利用するよう熱心に 努めなければならない (勤勉性の規定) と規定。
- ・勤勉性の規定に従い、ライセンシーに対して、既存製品との比較に対するメリット、予想顧客、市場チャネル、潜在的な売上・利益などを評価。
- ・ライセンスには通常、達成すべきマイルストーンが含まれており、達成されない場合は解除される可能性がある。これにより、別の事業者への再ライセンシングが可能になる。

【ライセンスの対価設計】

・ライセンスは金銭的条件の他、スタートアップであれば少数株式取得も含まれる。

米国Stanfordの共同研究知財の帰属およびライセンス

権利帰属の考え方

【研究スキーム】

・原則的に委託研究 (Sponsored Research) を実施している。

【発明の所有権】

・知財権については、現在では一貫して、**大学の単願**としている。かつては企業が知財権を要求してくることもあったが、企業と大学とが共願すると、成果の切り分けが非常に複雑になり、ライセンシングも困難となったことがあった。そのため、民間企業と大学との共同研究においては、大学の単願とした方がシンプルであるとの議論から、現在の形態に至っている。

ライセンスの考え方

【ライセンススキーム】

- ・原則的に**非独占ライセンス**としている。独占ライセンス使用権は優れた技術の普及の障害になると考え、たとえ大学が特許権から得られる収入が減少しても、独占ライセンス使用権を持つことを拒否するようにしている。
- ・ライセンスされた発明を実施する権利を留保し、他の営利団体・政府機関の実施を許可できるようにしておく必要がある。
- ・独占的ライセンスの場合は、技術の開発と使用を促進する必要がある。(勤勉性の規定を行い、ライセンシーの開発を監視する)。
- ・ライセンシーが特定の市場向けに技術を開発していない場合のために以下の サブライセンス条項を設ける:

「第三者が新しい用途やアンメットニーズを開発するためにライセンスを求めてアプローチしてきた場合、ライセンシーに対して90日以内に新しい用途開発を行うか、第三者にサブライセンスを付与することを選択させる。新しい用途開発を選択した場合は、開発に熱心に取り組むことを求め、その進捗を大学に報告」

- ・将来の改良発明のライセンス供与を最小限に抑える。
- ・技術移転に関連する利益相反を予見し、その管理を支援すべき。
- ・権利行使は慎重に検討すべき。
- ・パテントアグリゲーター、パテントトロールと協働することに留意。
- ・発展途上国向けの治療法、診断法、農業技術の改善に注目し、顧みられない患者集団や地域などのアンメットニーズに対応する条項を含めることを検討する。

【ライセンス対価の設計】

・利益相反の審査を条件として、ライセンス権の補償の1つの形式としてエク イティを受け入れる場合がある。

米国Harvardの共同研究知財の帰属およびライセンス

権利帰属の考え方

【研究スキーム】

- ・原則的に**委託研究(Sponsored Research)**を実施。
- ・期間を限定し、大学の教授陣が作成した研究計画と連動させる。

【発明の所有権】

- ・大学の研究者が研究結果を発表する能力を保護し、企業パートナーに与えられる権利に合理的な制限を設ける。
- ・委託研究の成果の所有権を大学が確保し、それによってOffice of Technology Developmentが公共の利益のためにさらなる発展を確保できるようにする。

ライセンスの考え方

【ライセンススキーム】

- ・独占または非独占、分野の広さ、ライセンシーの報告・勤勉義務、ロイヤリティに関する考慮事項などを規定。
- ・ライセンス交渉に際しては、**技術を商業化し、その影響を最大化するための** 十分な設備と体制を備えていると判断されたパートナーと正式なライセンス契 約を交渉する。
- ·大学は非営利目的で発明を使用する権利を常に保持する。
- ・ライセンシーは商業的に合理的な努力をするものとし、サブライセンシーにも商業的に合理的な努力をさせるものとする(勤勉性の規定)。ライセンシーは期間内に、各開発マイルストーンを達成するものとする。
- (a) 開発計画に従ってライセンス製品を開発すること
- (b) ライセンス製品を商業市場に導入すること
- (c) 市場導入後にライセンス製品を販売することを求める。
- ・ライセンシーは付与されたライセンスに基づいて**第三者へサブライセンスを付与 する権利**を有する。**サブライセンシーに対しても勤勉性の義務**が生じる。

【ライセンス対価の設計】

・ライセンスの一部対価として普通株式を大学に発行する旨の規定あり。

英国Cambridgeの共同研究知財の帰属およびライセンス

権利帰属の考え方

【研究スキーム】

・原則的に**委託研究(Sponsored Research)**を実施。

【発明の所有権】

- ・単願か共願かは、基本的にスポンサー企業の負担資金額で決まる。交渉の標準的な立場は単願だが、費用がかかり、大学が研究や教育のために使用できるような権利の留保が必要。
- ・企業から共願を依頼されることもある。大学の研究者とスポンサーの研究者が 共同研究を進め、**最終的に共願になることがあるが、その状況は極力避ける**。 共願の場合、英国特許法に基づき両者はラインセンスが可能だが、相手の許可 が必要となる。

ライセンスの考え方

【ライセンススキーム】

- ・原則、**非独占**であるが、**特定技術分野で独占的ライセンス**を与える方針がある。
- ・市場機会に応じて技術を最大限活用するため、**重複しない異なる分野で複数のライセンシーを持つ**ことがある。

【ライセンス対価の設計】

・スタートアップを中心に、対価として**普通株式**を活用。創業者が持っているのと 同等のシェアを保有。**全ての投資家が普通株のみを持つように最善を尽くす**。

スイスETHZの共同研究知財の帰属およびライセンス

権利帰属の考え方

ライセンスの考え方

【研究スキーム】

・共同研究契約または委託研究契約に基づく。

【発明の所有権】

- ・一方の当事者が単独でプロジェクトの履行中に生成したすべての成果は、**生成当事者に帰属**するものとする。
- ・両当事者が共同で生成し、互いに分離できないプロジェクト成果は、**当該当事者が共同で所有**するものとする。プロジェクト成果の共同所有の権利は、適用法に従って決定され、各当事者の所有割合は、当該プロジェクト成果に対する各当事者の貢献度に応じて決定される。

【ライセンススキーム】

- ・共同研究の成果について**3つの標準モデル**を使用する:
- ① 共同使用: それぞれがプロジェクトの結果を保護。産業界のパートナーが ETHZの研究成果を共同プロジェクト以外で使用する場合は、条件を交渉する必要がある。
- ② **非独占的使用:**産業界のパートナーは、ETHZにプロジェクトの直接費用と10%の追加料金を支払う。産業パートナーは、明確に定義された使用分野で使用権を付与される。
- ③ **独占的使用:**産業界のパートナーは、ETHZにプロジェクトの直接費用 と45%の追加料金を支払う。産業パートナーは、明確に定義された使用 分野で使用権を付与される。産業パートナーは、自らの名前で特許出願 を行い、プロジェクト発明に対応する権利をチューリッと工科大学から追加 報酬なしで譲渡されることが可能。
- ・独占的使用権を与えた見返りとして産業パートナーは、大学にその応用分野以外でのあらゆる種類の使用について、サブライセンス権を伴う無償のライセンスを供与する。

【ライセンス対価の設計】

・スタートアップに対しては少数株主として**普通株式**による支払いを受け付けており、その代わりに低いロイヤリティに設定する。

東京大学の共同研究知財の帰属およびライセンス

権利帰属の考え方

ライセンスの考え方

【研究スキーム】

- ・共同研究契約 (Collaborative Research Agreement) または委託研究契約 (Sponsored Research Agreement) に基づく。
- ・産学共創推進本部知財部が、発明者の名誉と権利を保護して、権利化や活用に係る教育研究活動の阻害をなくし、知財部門の中で運用を活用して、適正な収入を得ることでサイクルを回す。

【発明の所有権】

・特許法の発明者主義に基づき、発明への貢献度により権利の持分を決定。

【ライセンススキーム】

- ・単独特許の**非独占ライセンス**(非営利目的の研究、第三者へのサブライセンスしないことを条件に自由に利用できる特許リストを公開)と**独占ライセンス**の供与(独占ライセンスを許諾しないと事業化が困難であると考えられる点を考慮し検討)がある。
- ・社会的効用が最大となるように活用されるよう、共同出願人およびTLO等と 連携してライセンス活動を推進。
- ・共同研究パートナー企業の非独占実施における条件は、原則として大学が 第三者に対して行うライセンスの条件と同等又はより良い条件とする。
- ・共同研究パートナー企業で当該発明に関する技術面や事業面等からの検証・評価に時間を要する場合、条件交渉を大学と独占的に行うことができる期間として「優先交渉期間」を設けることが可。
- ・研究ライセンス取扱ガイドライン、リサーチツール特許取扱ガイドラインを策定。

【ライセンス対価の設計】

・スタートアップへのライセンス対価として株式または新株予約権を引受け、知 財IR (年次レポート)を求める。イグジットも実績あり。

各大学の公開情報ソース

大学	公開情報ソース	
米国 MIT	Ownership of Intellectual Property https://policies.mit.edu/policies-procedures/130-information-policies/131-intellectual-property#13.1.1 Invention and Proprietary Information Agreements https://policies.mit.edu/policies-procedures/130-information-policies/131-intellectual-property#13.1.4 Commercializing an Invention https://tlo.mit.edu/learn-about-intellectual-property/commercializing-invention MIT Startup Exchange https://startupexchange.mit.edu/	
米国 Stanford	Nine Points to Consider in Licensing University Technology http://www.autm.net/AUTMMain/media/Advocacy/Documents/Points to Consider.pdf Equity Acquisition in Technology Licensing and Distance Learning Agreements https://doresearch.stanford.edu/policies/research-policy-handbook/conflicts-commitment-and-interest/equity-acquisition-technology-licensing-and-distance-learning-agreements Sustainability Accelerator https://sustainability.stanford.edu/school/sustainability-accelerator Innovation Medicines Accelerator (IMA) https://ima.stanford.edu/	
米国 Harvard	Integrity in academic research https://otd.harvard.edu/about-otd/our-values/ COMMERCIALIZING TECHNOLOGIES https://otd.harvard.edu/faculty-inventors/commercializing-technologies/ Sample Basic Patent Rights Exclusive License Agreement https://otd.harvard.edu/uploads/Files/Sample Basic Patent Rights Exclusive License Agreement.pdf BLAVATNIK BIOMEDICAL ACCELERATOR https://otd.harvard.edu/accelerators/blavatnik-biomedical-accelerator/ HARVARD GRID ACCELERATOR https://otd.harvard.edu/accelerators/harvard-grid-accelerator/	

各大学の公開情報ソース

大学	公開情報ソース	
英国 Cambridge	Statutes and Ordinances of the University of Cambridge https://www.admin.cam.ac.uk/univ/so/2018/chapter13-section2.html#heading3-7 Guidance note from the Research Office and Cambridge Enterprise https://www.enterprise.cam.ac.uk/wp-content/uploads/2015/04/IP-Policy-in-Practice-Guidance-Note-25May10-FINAL-CLEAN-Updated-links-August-2015.pdf Commercialising your research https://www.enterprise.cam.ac.uk/contact/faqs/#commercialising-your-research Cambridge Enterprise https://www.enterprise.cam.ac.uk/about/structure-and-governance/	
スイス ETHZ	Research contracts https://ethz.ch/en/industry/collaborations/contracts.html Switzerland Innovation Park Zurich https://www.switzerland-innovation.com/zurich/about-us-0 ESA BIC Switzerland https://www.esabic.ch/about/	
日本東京大学	民間企業との共同研究による共同発明の取扱いに関するガイドライン https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/content/400060147.pdf 東京大学ライセンス・ポリシー https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/content/400060130.pdf 東京大学知的財産ポリシー https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/content/400103787.pdf 東京大学産学イノベーション推進部 https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/organization/innovation.html	